

「暴風警報発令」及び「地震発生」等 緊急の措置について

「茨木市」または「北大阪」に「暴風警報」が発令された場合及び地震発生時の緊急措置は下記の通りです。

時間の経過に伴って、警報発令時の措置がわかりにくいことも考えられますが、ご家庭で午前7時のニュース等をみて判断してください。学校へのお問い合わせの電話はご遠慮下さい。

なお、学校の集団下校等で地区委員さんにご協力をお願いする場合には、**ミマモルメ**や、学校から、あるいはPTA本部や地区委員会の連絡網を通して、連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暴風警報発令時の措置

1	午前7時の時点で「暴風警報」発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校 平常通り授業 給食あり【ミマモルメの配信をします】
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校【ミマモルメの配信をします】
4	登校後に「暴風警報」が発令された場合	原則としてその時点で下校 状況によって、保護者に引き渡すまで 学校で保護・監督

「特別警報」においても暴風警報と同様の措置をとらせていただきます。

※午前9時までに解除された場合でも、給食が提供されます。

※「大雨」「大雨・洪水」の警報の場合については、通常どおり授業を行います。

※警報が発令されましたら子どもたちは集団下校しますので、1時間以内に家の方にお帰りください。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合（茨木市）	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止（状況により学校待機させ、保護者引渡しの措置をとります） 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
	放課後	翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
2	震度4以下の地震が発生の場合 学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をいたしますので、「臨時休校の連絡がない限り」登校させてください。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので学校から連絡します。

※警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります。

※学校が臨時休業になった日、及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。

※ミマモルメ メール配信サービスへの全家庭の登録を再度お願い申し上げます。北大阪地震のような緊急時の対応にご理解の上、ご

協力をよろしくお願いいたします。お問い合わせは担任まで。

※緊急時の措置の場合には、PTA学級委員さん、地区委員さん、皆様にご協力をお願いすることがあります。時間の経過にとも

なって、措置の変更がある場合など、連絡が混乱し、やむを得ず迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただき